

彦根市告示第 14 号

彦根市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱の一部を改正する告示

彦根市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱(平成 29 年彦根市告示第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「2 日とし」を「3 日とし」に改め、「1 日目」の次に「および 2 日目」を加え、「2 日目」を「3 日目」に改め、同項ただし書中「平成 2 年彦根市条例第 12 号)」の次に「第 1 条第 1 項」を加える。

別記様式第 2 号備考 4 中「日は開札日の翌日から翌々日(当該翌々日が彦根市の休日定める条例に規定する市の休日(以下「休日」という。)である場合は、当該翌々日の翌日以後の最初の休日でない日)とし、その時間は午前 9 時から午後 5 時まで(翌々日にあつては午前 9 時から正午まで)とします」を「期間は、開札日の翌日から起算して 3 日とし、その時間は、1 日目および 2 日目にあつては午前 9 時から午後 5 時まで、3 日目にあつては午前 9 時から正午までとします。ただし、当該期間のうちに彦根市の休日定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日がある場合は、当該休日の日数は、当該期間に算入しません」に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告または指名通知をする入札について適用し、同日前に公告または指名通知をした入札については、なお従前の例による。